

事業評価書（事前）

事務事業名	新たな緊急地域雇用特別交付金の創設
事務事業の概要	(1) 目的 <p>現下の厳しい雇用情勢に鑑み、構造改革の集中調整期間中の臨時応急の措置として、緊急地域雇用創出特別交付金（仮称）を創設し、これを都道府県に交付することにより、地方公共団体が地域のニーズを踏まえて独自に創意工夫を凝らした事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用・就業機会の創出を図る。</p>
	(2) 内容 <p>交付金を財源として都道府県に造成した基金を活用し、都道府県及び市町村は、次の事業を平成16年度末までの間に実施する。 (1) 都道府県が実施する事業（委託事業又は直接実施事業） 国の推奨事業例を参考に都道府県が企画した新たな事業であること。 (注) 既存事業の振替でないこと。 建設・土木事業及び都道府県において当該事業の実施による直接的な収益を見込んだ事業でないこと。 雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。 (注) ・都道府県の事業計画全体で、事業費に占める人件費割合が概ね8割以上であること。 ・都道府県の事業計画全体で、事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数が概ね4分の3以上であること。 事業で新規雇用する労働者の雇用期間は6カ月未満とし、原則として雇用期間の更新は認めない（事業内容等によっては1回のみ更新を認める。）ものであること。 労働者を新規雇用する際に、本人に失業者であることの確認を行うものであること。 (2) 市町村が実施する事業（委託事業又は直接実施事業） (1)の要件を満たす事業を市町村が実施する場合には、都道府県から市町村に対し補助金（10/10）を交付する。</p>
	(3) 達成目標 <p style="text-align: center;">要求額 350,000百万円</p> <p>本事業により、平成16年度末までに50万人強の雇用・就業機会の創出を見込む。</p>
評価	(1) 必要性 <p>〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 厳しい雇用情勢（完全失業率が5%台（これまでの最高水準）で推移）が続き、また、今後、構造改革の本格化に伴い多数の離職者の発生が強く懸念される中、雇用の創出が我が国における重要課題の一つとなっているが、厳しい経済情勢の下、民間主導の雇用創出には時間を要する状況となっている。こうした状況の下で、公的部門において臨時応急の措置として、緊急かつ臨時的な雇用の場を提供することに対する社会的ニーズは高い。</p> <p>〔公益性〕 本事業の実施によって、緊急かつ臨時的な雇用の場が創出されることにより、その間の失業者の生活の安定が図られるとともに、地方公共団体が創意工夫を凝らし企画した事業を実施することにより、地域の実情に応じた公共サービスが提供されるものであり、高い公益性を有する。</p> <p>〔官民の役割分担〕 雇用の創出は、本来、民間における安定した雇用を基本とすべきものであるが、厳しい雇用情勢等を背景とした臨時応急の措置として、国及び地方公共団体が、公的部門において緊急かつ臨時的な雇用の創出を行うものである。なお、民間企業等に地方公共団体から委託し、事業を実施することにより、失業者に対する雇用の場を民間企業等に創出するものである。</p> <p>〔国と地方の役割分担〕 国においては、財源の確保、事業の仕組み作りを行うほか、推奨事業例の提示、事業の着実な実施を確保するための事業計画の確認等の役割を担うものである。地方公共団体においては、各地域のニーズを踏まえた事業を計画し、交付金を財源として事業を実施する役割を担うものであり、併せて、自らの財源による事業の上積みにも努めるものである。</p>

	<p>〔 民営化や外部委託の可否 〕 地方公共団体が個々の事業を実施する際には、民間企業、NPO、シルバー人材センター等に委託して実施する事業を中心とするものである。</p> <p>〔 緊要性の有無 〕 本事業は、厳しい雇用情勢の中で、緊急かつ臨時的な雇用創出を図るための臨時応急の措置であり、緊要性を有する。</p>
(2)有効性	<p>〔 これまで達成された効果（継続事業） 今後見込まれる効果 〕 現行の緊急地域雇用特別交付金事業（平成11年8月から13年度末まで）により約30万人の雇用が創出される見込みであるが、新たな緊急地域雇用創出特別交付金事業においては、より雇用創出効果が高くなるよう一定の要件を設けるなどの見直しを行ったものであり、平成16年度末までに50万人強の雇用創出が図られると見込んでいる。なお、雇用創出効果のみならず、事業内容に応じた様々な効果（例えば、学校教育の充実）の発現も見込まれる。</p> <p>〔 効果の発現が見込まれる時期 〕 地方公共団体における事業の開始後、直ちに雇用創出効果が発現することが見込まれる。</p>
(3)効率性	<p>〔 手段の適正性 〕 本事業は、臨時応急の措置として、公的部門において緊急かつ臨時的な雇用の創出を行うものであり、国が財源、制度の整備等を行い、地方公共団体が各地域におけるニーズを踏まえ、創意工夫を凝らした事業を計画し、民間企業等への委託事業を中心として実施するものであり、緊急に雇用創出を行うための手段として、即効性があり、適正なものである。</p> <p>また、事業実施による雇用創出効果が高くなるようにするため、都道府県の事業計画全体で事業費に占める人件費割合が概ね8割以上であること、都道府県の事業計画全体で事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者の割合が概ね4分の3以上であることを要件として設けるほか、都道府県が作成した事業計画については、国の確認を受け、都道府県が公表することなどにより、事業の適正な実施を確保することとしている。</p>
(4)その他	<p>〔 公平性 〕 本事業により、より多くの失業者に対して雇用の場が提供できるよう、雇用期間については、原則として6か月未満（事業内容等によっては、1回の更新可）とすることとしている。</p>
関連事務事業	なし
特記事項	<p>〔 各種政府決定との関係及び遵守状況 〕 「総合雇用対策」（平成13年9月20日、産業構造改革・雇用対策本部決定）において、「現行の「緊急地域雇用特別交付金」を真に雇用創出効果の高い事業に重点化し、新たな緊急地域雇用特別交付金を創設することにより、学校への教育補助者や警察支援要員、環境保全のための森林作業員等公的部門（民間企業やNPOの活用も含む。）における緊急かつ臨時的な雇用（新公共サービス雇用）の創出を推進する」とされている。</p> <p>「改革先行プログラム」（平成13年10月26日、経済対策閣僚会議決定）において、「集中調整期間（今後2～3年）における雇用問題への対応に万全を期すため、中高年齢層失業者や雇用保険給付の非受給者を中心に、地方公共団体が地域のニーズを踏まえ、民間企業やNPO等を活用しつつ、緊急かつ臨時的な雇用（新公共サービス雇用）等を行うこととし、このため、3500億円規模の新たな緊急地域雇用創出特別交付金（仮称）を創設し、都道府県に所要の資金を交付する」とされている。</p>
主管課及び関係課	（主管課）職業安定局雇用開発課